

## 計算書類に対する注記（オレンジノート拠点区分用）

## 1 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ア 建物 定額法
- イ 建物付属設備 定率法（平成28年4月1日以後に取得したものについては定額法による。）
- ウ 構築物 定率法（平成28年4月1日以後に取得したものについては定額法による。）
- エ 車両運搬具 定率法
- オ 器具及び備品 定率法
- カ ソフトウェア 定額法

## (3) 引当金の計上基準

- ア 賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

## 2 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3 採用する退職給付制度

企業型確定拠出年金制度に加入している。

## 4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

## (1) オレンジノート拠点計算書類

（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

## (2) オレンジノート拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））

- ア 法人本部
- イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- エ 知的障がい者及び障がい児の相談支援事業

## (3) オレンジノート拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））

- ア 法人本部
- イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- エ 知的障がい者及び障がい児の相談支援事業

## 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	22,758,757	0	0	22,758,757
建物	35,560,966	7,761,210	3,299,060	40,023,116
合計	58,319,723	7,761,210	3,299,060	62,781,873

## 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

## 7 担保に供している資産

## (1) 担保に供されている資産

該当なし

## (2) 担保している債務の種類及び金額

該当なし

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産	58,643,664	18,620,548	40,023,116
建物（基本財産）	58,643,664	18,620,548	40,023,116
その他の固定資産	49,242,280	36,971,710	12,270,570
建物	5,196,806	4,736,589	460,217
構築物	9,976,190	4,946,169	5,030,021
車輛運搬具	19,777,290	16,685,022	3,092,268
器具及び備品	14,291,994	10,603,930	3,688,064
合計	107,885,944	55,592,258	52,293,686

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,068,471	0	18,068,471
合計	18,068,471	0	18,068,471

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 知的障がい者及び障がい児の相談支援事業については、障害児通所支援及び障害福祉サービス等において、直接支援に併せて相談支援を含めて包括的に支援を実施することが効果的となってきたことから、障害児通所支援及び障害福祉サービスにこの機能を委譲するとともにこの事業を廃止した。
- (2) 定款の一部変更  
知的障がい者及び障がい児の相談支援事業を廃止することに伴い、定款第5条（事業）から、この事業を削除すること及びその他の事項を変更することとして、定款の一部を変更した。
- (3) 経理規程の一部改正  
知的障がい者及び障がい児の相談支援事業を廃止することに伴い、経理規程第6条（事業区分、拠点区分及びサービス区分）サービス区分の一部を削除すること及びその他の事項を変更することとして、経理規程の一部を改正した。
- (4) 就業規則の一部改正  
管理職手当の算定方法の明確化、期末手当の算定方法の変更及び賃金表の変更その他軽微な修正等に伴い、就業規則の一部を改正した。
- (5) オレンジノート環境整備事業として、防災作業棟（板野郡上板町佐藤塚字東386番地16）を建設した。